

# 第54回

## 定時株主総会

# 招集ご通知

### <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調等をお確かめの上、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場における、感染拡大防止のための対応については、3頁をご覧ください。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<http://www.ryoyu.co.jp>)

### | 開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

受付開始：午前9時30分

### | 開催場所

東京都港区芝浦一丁目2番3号

シーバンスS館 1階 大ホール

### | 議案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### | 目次

第54回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	19
連結計算書類	35
計算書類	45
監査報告	53

株式会社 菱友システムズ

証券コード：4685

株主各位

証券コード 4685

2022年6月8日

東京都港区芝浦一丁目2番3号

株式会社 菱友システムズ

取締役社長 尊田 雅弘

## 第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
<b>2 場 所</b>	東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーパンス5館 1階 大ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
<b>3 会議の目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第54期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第54期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
<b>4 議決権行使についてのご案内</b>	2頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の場合には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（下記）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.ryoyu.co.jp>)

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時  
2022年6月24日（金曜日）  
午前10時  
(受付開始 午前9時30分)



## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
(下記の行使期限までに到着するように返送ください。)



期 限

2022年6月23日（木曜日）午後5時45分到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法

議決権行使書  
株式会社菱友システムズ 御中

株主総会日 議決権の数  
2022年6月24日 〇 股

私は上記開催の定時株主総会（臨時会または基金の場合を含む）の議案につき、右記（裏面に○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。  
2022年6月 日

議案	賛成	反対	原案に対する賛否
第1号	数	数	賛
第2号	数	数	賛
第3号	数	数	賛
第4号	数	数	賛
第5号	数	数	賛

議決権の数以上票元ごとに1票となります。

お願い

1. 当社株主総会にご出席の際は、議決権行使用紙を会場受付へ提出ください。  
2. 議決権行使書用紙は、議決権行使期限までに届くように、切手のご貼付をお願いします。  
3. 第2号議案は、一部候補者において、候補者の一部（第1号）の議決権を行使する場合は、株主総会参考書類の「議決権行使書」をご記入ください。

株主番号 \_\_\_\_\_

株式会社菱友システムズ

見本

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

原案に対する賛否

賛	否
賛	否
但し	を除く
賛	否
但し	を除く
賛	否
賛	否

第1、4、5号議案について  
賛成の場合 → **賛** に○印  
反対の場合 → **否** に○印

第2、3号議案について  
全員賛成の場合 → **賛** に○印  
全員反対の場合 → **否** に○印  
一部候補者に → **賛** に○印をし、反対する  
反対の場合 候補者番号を下の空欄に記入

## < 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ >

本定時株主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応について、以下のとおりご案内申し上げますので、ご理解並びにご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 【株主様へのお願い】

- ・株主の皆様におかれましては、感染リスクを避けるため、新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調等をご確認の上で、株主総会へのご出席をご判断くださいますようお願いいたします。
- ・株主総会の議決権行使は、ご来場いただくほかに書面による議決権行使ができますので、積極的なご利用をお願いいたします。

### 【ご来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願いいたします。
- ・会場入口付近において、検温やアルコール消毒液の使用、その他感染予防の措置にご協力いただく場合がございます。
- ・体調不良と見受けられる方には、係員がお声がけの上、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場内ではマスク着用の上、可能な限り間隔を空けてお座りください。
- ・株主総会に出席する当社役員及び係員は、マスクを着用させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場におきましては、状況に応じ、その他感染予防の措置を講じる場合がございますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、今後の状況により、株主総会の運営につき大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<http://www.ryoyu.co.jp>)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社現行の定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

なお、本議案は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

#### (1) 株主総会資料の電子提供制度導入に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会資料の電子提供制度導入に備えて当社定款に次の変更を行うものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を定めるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### (2) 業務執行体制の見直しに関する変更

取締役会の監督機能の向上と経営体制の機動的な構築のために、次の変更を行うものであります。

- ① 変更案第22条第2項及び第32条は、監査等委員でない取締役のみならず、執行役員の中からも社長を選定することを可能とし、会社が定款上に定める役付取締役を取締役会長のみに変更するものであります。
- ② 変更案第14条は、①の変更に伴い、取締役でない執行役員の中から社長が選定される場合があり得ることを踏まえて、株主総会の招集権者及び議長に関する規定について所要の変更を行うものであります。
- ③ 変更案第31条は、執行役員の地位及び職責を明確にするため、執行役員に関する規定を設けるものであります。

#### (3) その他全般に関する変更

条文の新設・削除に伴い、条数の繰下げ及び表現の修正等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して、提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(代表取締役および役員取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、会社を代表すべき取締役若干名を定める。代表取締役は、各自会社を代表する。</p> <p>2 取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、<u>当会社に取締役社長1名を定める。また取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会長または社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役会長および社長</u>に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して<u>交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(代表取締役および取締役会長)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、会社を代表すべき取締役若干名を定める。代表取締役は、各自会社を代表する。</p> <p>2 取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、<u>取締役会長1名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>42</u>条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>1.</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p><u>2.</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">(執行役員)</p> <p>第<u>31</u>条 当社は、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</p> <p style="text-align: center;">(社長)</p> <p>第<u>32</u>条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役または執行役員の中から、社長1名を定める。</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>44</u>条 &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第<u>1</u>条 &lt;現行通り&gt;</p> <p><u>2</u> &lt;現行通り&gt;</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第<u>2</u>条 現行定款第<u>15</u>条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第<u>15</u>条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第<u>15</u>条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案

## 監査等委員でない取締役5名選任の件

現在の監査等委員でない取締役5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い監査等委員でない取締役5名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	取締役会出席回数 (2021年度)	取締役在任年数 (本総会終結時)
1	わたなべ はるお <b>渡邊 治雄</b>	※取締役会長	10回/10回	12年
2	そんだ まさひろ <b>尊田 雅弘</b>	※取締役社長	10回/10回	7年
3	おぎの じゅん <b>荻野 純</b>	取締役副社長、執行役員、 航空宇宙エンジニアリング・ ソリューション事業部長	10回/10回	13年
4	うちだ すずむ <b>内田 晋</b>	新任 社外 独立 (新任)	—	—
5	しき たかゆき <b>志岐 隆之</b>	新任 社外 (新任)	—	—

(注) ※印は代表取締役を示しております。

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の  
定めに基づく独立役員

候補者番号

1

わた なべ はる お  
**渡邊 治雄** (1952年12月9日生)

所有する当社の株式数… 7,100株

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1975年4月	三菱重工株式会社 入社	2008年4月	当社企画部長
2002年4月	同社汎用機・特車事業本部経営管理総括部 企画経理部長	2009年6月	当社執行役員、企画部長
2004年4月	三菱重工エンジン発電システム株式会社 (現三菱重工エンジンシステム株式会社) 取締役、経営管理部長	2010年6月	当社取締役、執行役員、企画部長
2006年7月	当社 入社	2014年6月	当社常務取締役、執行役員、経営管理統括本部長
		2015年6月	当社取締役副社長、執行役員、経営管理統括本部長
		2017年6月	当社取締役社長
		2020年6月	当社取締役会長 (現任)

**取締役候補者とした理由**

経営全般の豊富な知識と業務経験を有しており、2017年6月から2020年6月までは取締役社長として、強いリーダーシップを発揮し当社経営の重要事項の決定、及び業務執行の監督を適切に果たしてまいりました。2020年6月の取締役会長就任後は経営の監督に注力し、取締役会議長として議事の活性化・効率化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を進めており、これらの経験と見識が当社の経営に活かせるものと考え、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

そん だ まさ ひろ  
**尊田 雅弘** (1956年11月13日生)

所有する当社の株式数… 5,500株

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1981年4月	三菱重工株式会社 入社	2015年6月	当社取締役、執行役員、事業統括本部副本部長
2008年12月	同社長崎造船所造船管理部長	2016年6月	当社取締役、執行役員、インダストリーソリューション事業部長兼事業管理部長
2010年4月	同社船舶・海洋事業本部船舶・海洋業務部長	2017年6月	当社常務取締役、執行役員、インダストリーソリューション事業部長兼事業管理部長
2013年10月	同社執行役員、交通・輸送ドメイン船舶・海洋事業部副事業部長兼長崎造船所長	2020年6月	当社取締役社長 (現任)
2015年4月	当社執行役員、事業統括本部副本部長		

**取締役候補者とした理由**

製造業の技術部門・事業部門における幅広い業務経験を有するとともに、IT分野での豊富な経験と知識を有しており、当社においては、新技術・新分野への展開を主導し、事業の発展に大きく貢献してきました。2020年6月の取締役社長の就任以降は、社長として強いリーダーシップを発揮し当社経営の重要事項の決定、及び業務執行の監督を適切に果たしております。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと考え、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

おぎの じゅん  
**荻野 純** (1956年10月22日生)

所有する当社の株式数…11,100株

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1979年 4月	当社 入社	2013年 7月	当社取締役、執行役員、事業統括本部エンジニアリングソリューション事業部長
2001年 4月	当社エンジニアリングソリューション事業部長 兼中部支社航空宇宙技術部長	2016年 6月	当社常務取締役、執行役員、航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長
2002年 6月	当社執行役員、エンジニアリングソリューション事業部長	2020年 6月	当社取締役副社長、執行役員、航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長（現任）
2009年 6月	当社取締役、執行役員、エンジニアリングソリューション事業部長		

**取締役候補者とした理由**

当社において長年にわたり航空機分野の解析・設計及びエンジニアリングシステムの開発に携わり、当該事業分野の確立・強化とともに、当社の事業基盤の構築・発展に大きく貢献してきました。2020年6月からは取締役副社長として、引き続き当該事業部門の統括及び当社の技術力強化の主導を行うとともに、当社経営の中核を担い、業務執行の監督を適切に果たしております。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと考え、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

うちだ すすむ  
**内田 晋** (1959年 8月22日生)

所有する当社の株式数… 株

新任

社外

独立

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1983年 4月	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社	2018年 4月	当社取締役、上席執行役員、パリュークリエーション本部長
1999年 1月	同社システムエンジニアリング部長	2021年 6月	同社上席執行役員、パリュース統括本部長兼パリュークリエーション本部長
2008年 1月	同社流通事業部流通クライアントIT推進理事	2022年 4月	同社参与（現任）
2017年 5月	日本情報通信株式会社 入社		
2017年 6月	同社取締役、上席執行役員、SIビジネス本部長		

**【重要な兼職の状況】**

日本情報通信株式会社参与

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

IT企業のエンジニアとしての豊富な知識と業務経験を有し、また、情報サービス企業の経営者としてシステムインテグレーション事業に携わるなど、ITビジネスの推進及び企業経営に関する高い見識を有しております。当該知見を活かして客観的な立場から当社経営に対する監督、助言をいただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

し き たか ゆき  
志岐 隆之 (1968年3月18日生)

所有する当社の株式数… 株

新任

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年 4月	三菱重工業株式会社 入社	2020年 4月	同社デジタルイノベーション統括部 I T 戦略企画部長
2008年 4月	同社高砂製作所業務革新推進室システム開発課長	2021年10月	三菱重工業株式会社 転籍
2014年 2月	三菱日立パワーシステムズ株式会社 (現三菱重工業株式会社) 転籍		同社 I C T ソリューション本部パワー I T 戦略企画部長
	同社経営統括部エンジニアリング I T 部統括推進グループ長	2022年 4月	同社 I C T ソリューション本部 I C T 戦略企画部主幹技師 (現任)

【重要な兼職の状況】

三菱重工業株式会社 I C T ソリューション本部 I C T 戦略企画部主幹技師

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社の主要顧客である製造業のシステム開発エンジニアとしての豊富な知識と業務経験を有し、また I T 戦略の企画部門での経験に基づく情報技術に関する高い見識を有しております。当該知見を活かして客観的な立場から当社経営に対する監督、助言をいただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 内田晋、志岐隆之の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 内田晋、志岐隆之の両氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要につきましては、9頁から10頁の「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおりであります。
4. 志岐隆之氏は三菱重工業株式会社の I C T ソリューション本部 I C T 戦略企画部主幹技師であります。同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の定義による)に該当します。
5. 内田晋、志岐隆之の両氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、保険料は全額当社が負担しております。なお、2023年2月に同内容での更新を予定しております。
7. 内田晋氏が選任された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

■監査等委員会の意見

監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等については、当社取締役会及び取締役に係る基本的な枠組み・考え方や候補者選任の方針のほか、報酬額の考え方や具体的算定方法等について説明を受け、必要に応じて意見を述べ、監査等委員会において協議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等のいずれについても妥当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項は無いとの結論にいたしました。

### 第3号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位・担当	取締役会 出席回数 (2021年度)	監査等委員会 出席回数 (2021年度)	取締役 在任年数 (本総会終結時)	
1	はせじま ひろやす <b>長谷島 弘安</b>	再任	取締役 常勤監査等委員	10回/10回	10回/10回	6年
2	あいざわ よしあき <b>相澤 至昭</b>	再任 社外	取締役 監査等委員	10回/10回	10回/10回	2年
3	かや ひろし <b>賀谷 浩志</b>	新任 社外 独立 (新任)	—	—	—	

**再任** 再任取締役候補者

**新任** 新任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 東京証券取引所の  
定めに基づく独立役員

候補者番号

1

は せ じ ま ひ ろ や す  
**長谷島 弘安** (1954年11月17日生)

所有する当社の株式数… 株

再 任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1978年 4月	三菱重工業株式会社 入社	2014年 4月	当社 入社
1998年 4月	米國三菱重工業株式会社調達部長	2015年 6月	当社事業統括本部事業管理部長
2006年 4月	三菱重工業株式会社資材部次長	2016年 6月	当社取締役 常勤監査等委員 (現任)
2011年 4月	同社調達企画管理部主幹部員		

**取締役候補者とした理由**

製造業における調達、海外拠点運営等の豊富な業務経験と知識を有するとともに、当社においては事業リスク管理、業務プロセス改善等の事業管理全般にわたる業務を経験し、2016年6月からは監査等委員である取締役を務め、その職務を適切に果たしております。引き続き、豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務執行の監査・監督を適切に遂行できるものと考え、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

あい ざ わ よ し あ き  
**相澤 至昭** (1972年11月10日生)

所有する当社の株式数… 株

再 任

社 外

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1997年 4月	三菱重工業株式会社 入社	2019年10月	同社経営・財務企画部主席部員
2016年 4月	三菱日立パワーシステムズ株式会社 (現三菱重工業株式会社) 経営統括部人事総務部主席部員	2020年 6月	同社経営・財務企画部調査グループ主席部員 当社取締役 監査等委員 (現任)
2016年10月	三菱重工業株式会社グループ戦略推進室広報部 S R グループ長	2022年 2月	同社グローバル財務部タックスマネジメントグループ主席部員 (現任)

**【重要な兼職の状況】**

三菱重工業株式会社グローバル財務部タックスマネジメントグループ主席部員

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

製造業における経営・財務・人事・広報部門等の幅広い豊富な業務経験と知識を、当社の監査等に活かしていただくことで、当社経営の意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

3

か や ひろ し  
賀谷 浩志 (1961年2月9日生)

所有する当社の株式数… 株

新任

社外

独立

#### 【略歴、当社における地位及び担当】

1984年4月	日本鋼管株式会社（現JFEスチール株式会社）入社	2016年6月	同監査法人 退所
1992年10月	太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2016年7月	大丸鋼機株式会社代表取締役（現任）
1998年4月	公認会計士登録	2016年8月	大丸産業株式会社代表取締役（現任）
2012年5月	同監査法人シニアパートナー	2018年3月	賀谷浩志公認会計士事務所代表（現任） 株式会社アルプス技研社外監査役（現任）

#### 【重要な兼職の状況】

賀谷浩志公認会計士事務所代表  
株式会社アルプス技研社外監査役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士としての財務・会計に関する豊富な専門知識と、長年にわたる監査経験による企業会計及び監査に関する高い見識を有しています。当該知見を当社の監査等に活かしていただくことで、当社経営の意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 相澤至昭、賀谷浩志の両氏は、社外取締役候補者であります。
  - 相澤至昭氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって2年となります。
  - 相澤至昭、賀谷浩志の両氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要につきましては、12頁から13頁の「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおりであります。
  - 相澤至昭氏は三菱重工業株式会社のグローバル財務部タックスマネジメントグループ首席役員であります。同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の定義による）に該当します。
  - 当社は現在、長谷島弘安、相澤至昭の両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、賀谷浩志氏が選任された場合には、同様の契約を締結する予定であります。
  - 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。各候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、保険料は全額当社が負担しております。なお、2023年2月に同内容での更新を予定しております。
  - 賀谷浩志氏が選任された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

## 第4号議案

## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、現任の監査等委員である取締役長谷島弘安氏の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本選任の効力は次回定時株主総会開始の時までであり、候補者松井昭彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、前任の監査等委員である取締役の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

まつ い あき ひこ  
松井 昭彦 (1961年3月3日生)

所有する当社の株式数… - 株

## 【略歴、当社における地位及び担当】

1985年4月	三菱重工業株式会社 入社	2017年4月	当社総合研究所業務部長・技監
2004年10月	当社技術本部長崎研究所トライボロジー研究室長	2021年4月	当社 入社
2015年4月	当社技術統括本部総合研究所機械研究部 技監・主幹研究員兼研究管理部主幹部員	2021年7月	当社プロジェクト・品質管理部長
		2022年6月	当社内部統制室主幹部員（現任）

## 補欠の取締役候補者とした理由

研究部門での経験に基づく高度な技術的知見を有するとともに、技術統括部門における管理業務を通じて培った、企業活動における業務プロセスへの理解と、組織マネジメントに関する知見により、当社の業務執行に対する監督・監査を適切に遂行できるものと考え、補欠の監査等委員である取締役候補者とした。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松井昭彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏の間で会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。松井昭彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、保険料は全額当社が負担しております。なお、2023年2月に同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案

# 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬額は、2016年6月22日開催の第48回定時株主総会において、年額160百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額35百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の監査等委員でない取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「監査等委員でない取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合におきましても、監査等委員でない取締役は5名（うち社外取締役2名）となり、変更はございません。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案について監査等委員会において協議がなされましたが、株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

また、本議案が承認可決された場合には、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社のエグゼクティブエキスパートに対しても本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位のいずれをも退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位のいずれをも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位のいずれをも退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位のいずれをも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、第5号議案をご承認いただいた場合、2022年6月24日付で監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下の内容に変更する予定であります。

- ・基本報酬（固定報酬）に関する方針  
報酬額の水準は、従業員の給与水準、従業員給与及び役位間の報酬水準比に関する世間動向等を勘案して設定し、個別の報酬額は、役位、職責、業績に応じて決定する。
- ・業績連動報酬（賞与）に関する方針  
業績連動の指標は、当社及び完全子会社（1社）の連結売上に対する当該2社の連結経常利益率、連結経常利益額とし、当該2社の連結経常利益率が6%を達成した場合に、2社の連結経常利益額に応じて設定した割合を、固定報酬に乗じた金額を支給する。
- ・非金銭報酬等に関する方針  
中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を図るインセンティブを高め、株主との価値共有を図ることを目的として、譲渡制限期間を取締役会が予め定める地位のいずれをも退任又は退職した直後の時点までとする譲渡制限付株式（普通株式）を役位及び職責に応じて付与する。
- ・報酬等の割合に関する方針  
業績連動報酬（賞与）の比率は、個人別の総報酬額の概ね10%から20%を目安として設定し、譲渡制限付株式の比率は、個人別の報酬総額の概ね10%から15%を目安として設定する。ただし、業績連動報酬（賞与）の支給額の上限は基本報酬（固定報酬）の35%とする。
- ・報酬等の付与時期や条件に関する方針  
決算終了後に報酬額を決定し、基本報酬（固定報酬）は年俸を12分割して毎月支給し、業績連動報酬（賞与）は各年度終了から3ヶ月以内に一括で支給する。非金銭報酬については、毎年一定の時期に付与する。
- ・報酬等の決定の委任に関する事項  
監査等委員でない取締役の個人別の報酬額の決定を、取締役会の決議に基づき取締役社長に委任する。取締役社長は上記の決定方針に沿って取締役報酬規則を制定し当該規則で定める条件に基づき個人別の支給額を決定し、その総額及び株主総会で認められた限度額に対する割合等を取締役会に報告する。なお、支給額の決定に際しては、取締役社長は報酬額の考え方・算定方法等について監査等委員会の意見照会を経て、妥当性を確認する。
- ・上記のほか報酬等の決定に関する事項  
重大な不祥事等の場合、取締役会決議により業績連動報酬（賞与）及び非金銭報酬を減額または不支給とする場合がある。また、社外取締役の報酬は、業務執行からの独立の観点から基本報酬（固定報酬）のみ支給する。

以上



(添付書類)

## 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### 1 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、厳しい状況で推移しました。ワクチン接種の進展や各種政策の効果により、経済活動に持ち直しの動きが見られたものの、その動きは弱く、変異ウイルスによる感染再拡大の懸念や、ロシアのウクライナへの侵攻による経済への影響等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属する情報サービス産業界においては、デジタルトランスフォーメーション(DX)<sup>(注1)</sup>関連の需要が拡大するとともに、リモートワーク環境の整備のための通信インフラへの投資やオンライン会議をはじめとする各種コミュニケーションツールの活用が進んでおります。また、情報システムのクラウド環境への移行が進行しており、これに伴い、今後、従来のオンプレミス<sup>(注2)</sup>環境でのシステム維持・保守の領域は縮小して行くことが予想され、当社グループの顧客においてもこの領域の縮減を図る動きが継続しております。

このような事業環境の中、当社グループは、顧客動向の的確な把握に努め、柔軟な要員配置を進めるとともに、中期経営計画(2019年4月~2022年3月)の総仕上げとして、計画の基本方針に掲げた「ビジネス変革」の実現に向けて、「既存事業の高度化」と「事業領域の拡大」に取り組んでまいりました。具体的には、デジタル関連分野を中心に、受注活動の強化、技術者の育成、開発体制の強化、積極的な研究開発、パートナー企業との協業等の施策を加速し、新ビジネス領域での事業拡大への礎を築くとともに、既存ビジネス領域においても付加価値の高い案件の獲得を推進いたしました。また、働き方改革や間接業務の効率化に向けた業務改革を推進してまいりました。

なお、事業活動においては、社員並びに取引先関係者の安全を最優先に、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めております。

当連結会計年度においては、システム機器販売の減少等により、売上高は前連結会計年度に比べて減少し、302億60百万円(前連結会計年度比4.1%減)となりました。損益については、各システム開発案件の生産性向上等により、前連結会計年度に比べて改善し、営業利益23億33百万円(同2.0%増)、経常利益24億67百万円(同6.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益15億80百万円(同11.3%増)となりました。

(注1) デジタルトランスフォーメーション(DX)：データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデル、業務プロセス等を変革すること

(注2) オンプレミス：情報システムの利用に必要となるサーバー等の機器を自己の管理下に設置する運用形態

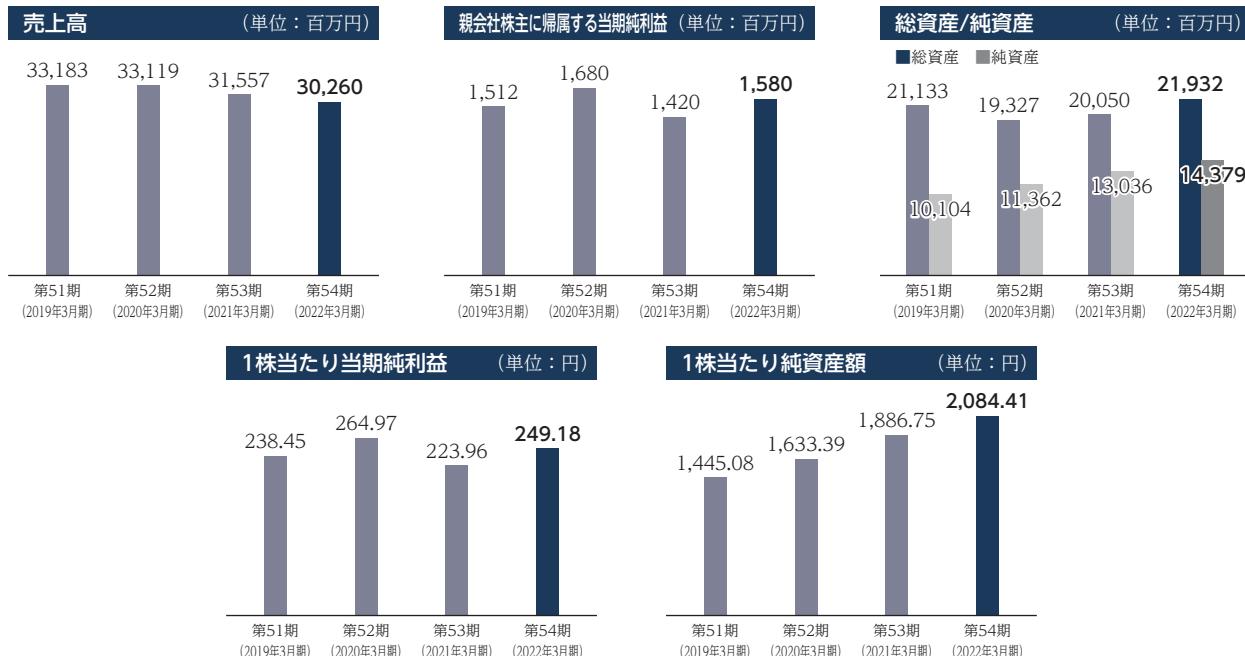
##### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、1億87百万円であります。その主なものは、サーバーの増設及びソフトウェアの更新であります。

##### ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移



区分		第51期 (2019年3月期)	第52期 (2020年3月期)	第53期 (2021年3月期)	第54期 (当連結会計年度 2022年3月期)
売上高	(百万円)	33,183	33,119	31,557	30,260
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,512	1,680	1,420	1,580
1株当たり当期純利益	(円)	238.45	264.97	223.96	249.18
総資産	(百万円)	21,133	19,327	20,050	21,932
純資産	(百万円)	10,104	11,362	13,036	14,379
1株当たり純資産額	(円)	1,445.08	1,633.39	1,886.75	2,084.41

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式数控除後)、1株当たり純資産額は期末発行済株式数(自己株式数控除後)に基づき算出しております。
2. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況ならびに企業結合等の状況 (2022年3月31日現在)

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社菱友システム技術	60	51.0	システム開発
株式会社菱友システムビジネス	150	59.0	情報処理サービス、システム機器販売
株式会社菱友システムサービス	20	100.0	情報処理サービス

#### ③ その他の重要な企業結合等の状況

三菱重工業株式会社は、当社の議決権を31.38%所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

また、同社には情報サービスの提供を行っており、当該取引を行うに当たっては市場価格、総原価等を勘案した見積提案書を提出し、交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会においても同様の理由で、当該取引が当社の利益を害するものでないと判断しております。

#### (4) 対処すべき課題

情報サービス産業界においては、クラウド化やデジタル化の進展により、国内ベンダーは、従来の受託開発型ビジネスからサービス提供型ビジネスへの転換を迫られております。情報セキュリティの分野では、サイバー攻撃の激化やリモートワークの拡大等により需要が高まっております。

また、近年、環境・社会・ガバナンスの観点で投資判断を行うESG投資に注目が集まるなど、企業に対して、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に、事業活動を通じて取り組むことが期待されております。

このような事業環境のもと、当社グループは、2022年4月から新中期経営計画「新たな成長軌道へ」をスタートしました。新中期経営計画では、これまでの中期経営計画で掲げていた「ビジネス変革」を更に加速させることで事業の拡大を図るとともに、新たな成長軌道に繋げることを基本方針とし、事業を通じてサステナブルな社会の実現に貢献することを意識しながら、計画の達成に向け、

- ① 新領域の拡大
- ② 顧客の深耕・拡大
- ③ 人的資本の充実・強化
- ④ 業務運営体制の改革

を重点課題として施策を展開してまいります。

具体的には、需要が拡大するDX、デジタル関連分野等での技術力強化・サービス拡大を武器に、既存顧客の未参入分野や新規顧客の開拓に注力してまいります。その中で、環境関連ビジネスを展開する顧客の事業への支援や、情報セキュリティ分野での提供サービス拡大を積極的に推進いたします。

また、事業に不可欠な人的資本の充実・強化に向け、積極的な教育投資による社員の能力向上、事業強化を推進するマネジメント人材の強化、人材多様性の確保、健康経営の推進、仕事の満足度向上等、社員が生き生きと働く魅力ある職場づくりに取り組んでまいります。

さらに、効率的な業務運営を睨んだサービス提供体制の見直し、働き方改革、完全ペーパーレス化等業務改革の徹底推進を図るとともに、業務執行体制の見直しや適切な報酬制度の整備等コーポレートガバナンスの更なる強化を推進してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、情報サービスの提供を主な事業内容としております。

- ① 情報通信システムの設計、開発、運用及び保守
- ② 情報通信システム関連機器の販売
- ③ 工業製品等の設計、解析・シミュレーション
- ④ 情報通信システムを利用した各種情報処理サービス

## (6) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

本 社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	
事業部	インダストリーソリューション事業部	(東京都港区)
	航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部	(名古屋市)
	エンタープライズソリューション事業部	(東京都港区)

### ② 子会社

株式会社菱友システム技術	(神戸市)
株式会社菱友システムビジネス	(東京都港区)
株式会社菱友システムサービス	(東京都港区)

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,026名	19名増

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,244名	28名増	43.2歳	18.3年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 23,840,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 6,355,000株  |
| ③ 株主数         | 662名        |
| ④ 大株主 (上位11名) |             |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
三菱重工業株式会社	1,990,100	31.38
菱友社員持株会	1,496,000	23.59
光通信株式会社	474,800	7.49
三菱電機株式会社	283,000	4.46
加藤真人	190,000	3.00
株式会社三菱UFJ銀行	155,000	2.44
株式会社エスアイエル	95,300	1.50
東京海上日動火災保険株式会社	75,200	1.19
石塚文代	70,000	1.10
明治安田生命保険相互会社	56,500	0.89
ダイヤモンドオフィスサービス株式会社	56,500	0.89

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (12,308株) を控除して計算しております。  
 2. 第10位の大株主が2名おりましたので、大株主は上位11名まで表示しております。

### (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	渡 邊 治 雄	
※取締役社長	尊 田 雅 弘	
取締役副社長、執行役員	荻 野 純	航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長
取締役	高 浦 勝 寿	三菱重工業株式会社ICTソリューション本部副本部長兼原子力セグメント主幹技師
取締役	馬 場 公 敏	株式会社スキルパートナー代表取締役社長
取締役 常勤監査等委員	長谷島 弘 安	
取締役 監査等委員	山 崎 眞 樹	株式会社マーケットエンタープライズ監査役 株式会社MEモバイル監査役
取締役 監査等委員	相 澤 至 昭	三菱重工業株式会社グローバル財務部タックスマネジメントグループ主席 部員

- (注) 1. ※印は代表取締役を示しております。
2. 取締役高浦勝寿、馬場公敏の両氏並びに監査等委員である取締役山崎眞樹、相澤至昭の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役相澤至昭氏は、三菱重工業株式会社のグローバル財務部に所属し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、長谷島弘安氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、監査等委員である取締役山崎眞樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査等委員である取締役長谷島弘安氏は、会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び執行役員等であり、保険料は全額当社が負担しております。

### ④ 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

### ⑤ 取締役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬額の具体的算定方法等については監査等委員会より妥当と判断されていることを踏まえ、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- ・基本報酬（固定報酬）に関する方針  
報酬額の水準は、従業員の給与水準、従業員給与及び役位間の報酬水準比に関する世間動向等を勘案して設定し、個別の報酬額は、役位、職責、業績に応じて決定する。
- ・業績連動報酬（賞与）に関する方針  
業績連動の指標は、当社及び完全子会社（1社）の連結売上に対する当該2社の連結経常利益率、連結経常利益額とし、当該2社の連結経常利益率が5%を達成した場合に、2社の連結経常利益額に応じて設定した割合を、固定報酬に乗じた金額を支給する。
- ・非金銭報酬等に関する方針  
該当なし。
- ・報酬等の割合に関する方針  
業績連動報酬（賞与）の比率は、個人別の総報酬額の概ね15%から20%を目安として設定する。ただし、業績連動報酬（賞与）の支給額の上限は基本報酬（固定報酬）の35%とする。

・報酬等の付与時期や条件に関する方針

決算終了後に報酬額を決定し、基本報酬（固定報酬）は年俵を12分割して毎月支給し、業績連動報酬（賞与）は各年度終了から3ヶ月以内に一括で支給する。

・報酬等の決定の委任に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額の決定を、取締役会の決議に基づき取締役社長に委任する。取締役社長は上記の決定方針に沿って取締役報酬規則を制定し当該規則で定める条件に基づき個人別の支給額を決定し、その総額及び株主総会で認められた限度額に対する割合等を取締役に報告する。なお、支給額の決定に際しては、取締役社長は報酬額の考え方・算定方法等について監査等委員会の意見照会を経て、妥当性を確認する。

・上記のほか報酬等の決定に関する事項

重大な不祥事等の場合、取締役会決議により業績連動報酬（賞与）を減額または不支給とする場合がある。また、社外取締役の報酬は、業務執行からの独立の観点から基本報酬（固定報酬）のみ支給する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			固定報酬	業績連動報酬
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4 (1)	89 (2)	66 (2)	22 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	2 (1)	15 (2)	15 (2)	- (-)
合計 (うち社外取締役)	6 (2)	105 (5)	82 (5)	22 (-)

(注) 1. 上記の業績連動報酬の額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。

2. 業績連動報酬（賞与）に係る指標は、上記「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。当該指標を選択した理由は、当社及び当社の完全子会社の本業を含めた継続的な活動によって得た利益である当該2社の連結経常利益と賞与を連動させることが、インセンティブ付けとして有効と判断したためであります。

業績連動報酬（賞与）に係る指標の目標及び実績は、上記「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであり、当事業年度においては、当社及び完全子会社の連結経常利益率が目標の5%を達成したことから、業績連動報酬（賞与）を支給することとしております。

3. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第48回定時株主総会において、年額160百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第48回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

5. 当社においては、2021年6月24日開催の取締役会にて取締役社長藤田雅弘に監査等委員でない取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。これらの権限を委任した理由は、事業全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには取締役社長が最も適しているからであります。

## ⑥ 社外役員に関する事項

## イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先	当社と兼職先との関係
取締役	高 浦 勝 寿	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。
取締役	馬 場 公 敏	株式会社スキルパートナー	特筆すべき関係はありません。
取締役 監査等委員	山 崎 眞 樹	株式会社マーケットエンタープライズ 株式会社MEモバイル	特筆すべき関係はありません。
取締役 監査等委員	相 澤 至 昭	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

		取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	高 浦 勝 寿	10 回中 10 回	—	当社の主要顧客である製造業の設計エンジニアとしての豊富な知識・経験及び情報技術に関する高い見識に基づき、取締役会において積極的に意見を述べており、当社経営全般にわたる監督、助言等を行っております。
取締役	馬 場 公 敏	10 回中 10 回	—	当社の主要顧客である製造業のIT部門におけるシステム開発や海外での事業展開等の豊富な業務経験及び経営者としての企業経営に関する高い見識に基づき、取締役会において積極的に意見を述べており、当社経営全般にわたる監督、助言等を行っております。
取締役 監査等委員	山 崎 眞 樹	10 回中 10 回	10 回中 10 回	コーポレート部門での豊富な知識と経験及び上場企業の監査役としての豊富な経験に基づき、取締役会において積極的に意見を述べており、当社経営全般にわたる監督、助言等を行っております。 また、監査等委員会においては、業務の適法性及び適正性の観点から監査業務全般について意見を述べております。
取締役 監査等委員	相 澤 至 昭	10 回中 10 回	10 回中 10 回	製造業における経営・財務・人事・広報部門等の幅広い豊富な業務経験と知識に基づき、取締役会において積極的に意見を述べており、当社経営全般にわたる監督、助言等を行っております。 また、監査等委員会においては、業務の適法性及び適正性の観点から監査業務全般について意見を述べております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を聴取、確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断したため、上記の会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

##### ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、この議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 【業務の適正を確保するための体制】

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議し、公正で健全な経営の推進に努めております。当事業年度末日時点における取締役会決議の内容は、以下のとおりであります。

- ① **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**
  - ・ 監査等委員会は、内部統制室の要員に対し、必要に応じて監査等委員会の職務の補助を命じることができる。
  - ・ 監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。
- ② **前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
  - ・ 内部統制室の要員の異動、人事考課については監査等委員会の意見を尊重して行う。
  - ・ 内部統制室の要員は、監査等委員会の命令の範囲において監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令を受ける。
- ③ **取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
  - ・ 当社の取締役は、当社が定める規則に従って、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会への報告や情報伝達を実施する。また、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
  - ・ グループ会社の取締役は、当社が定めるコンプライアンス規則に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
  - ・ 内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告する。
- ④ **監査等委員会への報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**
  - ・ 内部通報制度により通報した者に対して不利益な取扱いを行ってはならないこと、及び通報者に関する情報を秘匿することを社規に定め、その旨を周知し、適切に運用する。
- ⑤ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針**
  - ・ 監査等委員会の職務について生ずる費用の支弁に充てるため予算を確保するとともに、監査等委員会から請求があった場合には適切に処理する。
- ⑥ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
  - ・ 取締役は、監査等委員会との定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて必要な情報の提供等を行う。

### ⑦ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
- ・取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外取締役の意見を心得て監督の客観性と有効性を高める。
- ・コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
- ・内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

### ⑧ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
- ・上記の情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧可能とする。

### ⑨ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図る。
- ・リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告する。
- ・重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保する。

### ⑩ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会で中期経営計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
- ・経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

### ⑪ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ伺出又は報告すべき事項を含む規則を定め、グループ会社を支援・指導する。
- ・当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させる。
- ・当社及びグループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務情報を作成・開示するために必要な組織、規則を整備する。

## 【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況について、定期的に確認を実施し、その内容を取締役会に報告しております。また、確認の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な運用に努めております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 監査等委員会の職務の執行に関する体制

- ・ 内部統制室が監査等委員会の職務を補助する部門であることを社規則に定め、適切に運用しています。また、同社規則において、内部統制室が監査等委員会の職務の補助に関する事項について、執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けています。
- ・ 監査等委員会が選定した監査等委員は、経営執行会議、グループ会社連絡会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、業務執行の状況、コンプライアンスの推進及び内部通報制度の運用状況について報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べています。
- ・ グループ会社及び協力会社の社員が内部通報窓口を利用できることを社規則に定め、適切に運用しています。
- ・ 内部通報者への不利益な取扱いを禁止し、内部通報者に関する情報を非開示とすることを社規則に定め、適切に運用しています。また、内部通報制度についてコンプライアンス教育等で周知を図っています。
- ・ 監査等委員会の職務執行に必要な費用については予算化し、請求に対して適切に処理しています。
- ・ 監査等委員会が会計監査人から監査計画及び監査結果について説明を受けるときに、執行部門も同席した上で情報共有及び意見交換を行っています。
- ・ 代表取締役を含む各取締役は、監査等委員との定期的な意見交換を行っています。

### ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ コンプライアンス指針を定め、社員に周知するとともに、取締役は率先してその実現に努めています。
- ・ 取締役会は、各取締役が十分に発言し、討議を尽くすことができるよう、審議資料の事前配布及び十分な審議時間の設定をしています。また、社外取締役の積極的な発言によって活発な意見交換が行われており、業務執行への監督機能を高めています。
- ・ コンプライアンス委員会を定期的に開催し、委員会からの周知事項は、各部門で毎月1回を目安に開催するコンプライアンス連絡会で社員に周知しています。また、社員への意識付けのため、毎年、当社の実情に即したコンプライアンス研修を実施しています。
- ・ 内部通報制度を社規則に定めて運用するとともに、コンプライアンスへの取り組み状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告しています。
- ・ 内部統制室による監査には、常勤監査等委員が原則として立ち合い、モニタリングしています。また、監査等委員会は、必要に応じて直接監査も実施しています。

### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 文書管理の基本的事項を社規則に定め、適切に運用しています。取締役の職務執行に係る処理も、同社規則に基づき文書化され、適切に保存・管理されています。
- ・ 業務執行部門は取締役（監査等委員を含む）及び内部統制室の求めに応じて必要な情報を開示しています。

### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 事業運営、BCP、コンプライアンス、情報セキュリティ等のリスクの類型別に、毎年、潜在するリスクを洗い出し、管理レベル（全社、各部門等）、責任者及び当年度に特に重点的に取り組む項目を設定しています。期中に新たなリスクが発生したときは、リスク対策項目に追加しています。また、リスクの類型は、リスク内容に応じて適宜見直しを行うこととしています。
- ・ 責任者は各リスクへの対策を立案・実行し、重点的に取り組む項目及び全社レベルで管理すべきリスクについては、対策の推進状況を取締役会・経営執行会議に報告し議論を行っています。
- ・ 各部門で管理すべきリスクについては、担当部門で対策を立案・推進し、業務監査の中で実効性の確認を行い、監査の状況を、適宜、監査等委員会へ報告しています。
- ・ 重大なリスクが顕在化した場合に備えて、緊急連絡体制を構築し、適切に運用しています。

### ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会で中期経営計画を策定し、目標達成に向けて活動しています。
- ・ 職務権限に関する社規則を定めて業務分掌と指揮命令系統を明確化し、適切に運用しています。

### ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ グループ会社管理に関する社規則を定め、適切に運用しています。また、毎月1回、グループ会社社長が出席する連絡会を開催し、情報の共有を行っています。
- ・ コンプライアンス委員会にグループ会社社長が出席するとともに、当社と同様のコンプライアンス研修をグループ会社で実施する等、グループ会社を含めたコンプライアンス推進に取り組んでいます。また、グループ会社各社は、当社指示のもと、内部統制システムを整備しています。
- ・ グループ会社各社の業務執行及び財務情報の適切性を確保すべく、当社の要員をグループ各社の取締役、監査役として派遣し、監査、監督に当たらせています。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社では特に定めておりません。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

利益配分につきましては、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付けるとともに、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としております。

また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めておりますが、当社の業績は年度後半の収益に大きく影響を受ける傾向があるため、剰余金の配当は、業績状況や財政状況を勘案しつつ、期末日を基準日として行うことを基本としております。

当事業年度末日を基準日とする剰余金の配当については、上記基本方針、当社グループの業績状況及び財政状況を勘案し、1株当たり75円の配当を実施することといたしました。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
<b>(資産の部)</b>	<b>21,932</b>
<b>流動資産</b>	<b>18,032</b>
現金及び預金	1,472
受取手形	49
売掛金	7,788
契約資産	108
リース投資資産	426
商品	251
仕掛品	178
前払費用	97
預け金	7,631
その他流動資産	40
貸倒引当金	△12
<b>固定資産</b>	<b>3,899</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>399</b>
建物	142
器具備品	126
土地	102
リース資産	28
その他有形固定資産	0
<b>無形固定資産</b>	<b>158</b>
ソフトウェア	155
リース資産	1
その他無形固定資産	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,341</b>
投資有価証券	56
出資金	1
退職給付に係る資産	365
繰延税金資産	2,484
その他投資	432
<b>合計</b>	<b>21,932</b>

負債及び純資産の部	
科目	金額
<b>(負債の部)</b>	<b>7,552</b>
<b>流動負債</b>	<b>5,638</b>
買掛金	1,415
前受金	110
役員賞与引当金	48
未払金	89
未払費用	2,975
リース債務	18
工事損失引当金	3
その他流動負債	978
<b>固定負債</b>	<b>1,914</b>
退職給付に係る負債	1,819
リース債務	23
その他固定負債	71
<b>(純資産の部)</b>	<b>14,379</b>
<b>株主資本</b>	<b>13,514</b>
資本金	685
資本剰余金	253
利益剰余金	12,584
自己株式	△9
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△293</b>
その他有価証券評価差額金	22
土地再評価差額金	△213
退職給付に係る調整累計額	△102
<b>非支配株主持分</b>	<b>1,158</b>
<b>合計</b>	<b>21,932</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額
売上高	30,260
売上原価	24,309
売上総利益	5,951
販売費及び一般管理費	3,617
営業利益	2,333
営業外収益	144
受取利息及び受取配当金	6
助成金収入	136
その他	1
営業外費用	10
支払利息	0
固定資産除却損	10
その他	0
経常利益	2,467
税金等調整前当期純利益	2,467
法人税、住民税及び事業税	844
法人税等調整額	△64
当期純利益	1,686
非支配株主に帰属する当期純利益	106
親会社株主に帰属する当期純利益	1,580

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	685	253	11,369	△9	12,299
会計方針の変更による 累積的影響額			14		14
会計方針の変更を 反映した当期首残高	685	253	11,384	△9	12,314
当期変動額					
剰余金の配当			△380		△380
親会社株主に帰属する当期純利益			1,580		1,580
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	1,199	△0	1,199
当期末残高	685	253	12,584	△9	13,514

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	18	△213	△137	△332	1,069	13,036
会計方針の変更による 累積的影響額					0	15
会計方針の変更を 反映した当期首残高	18	△213	△137	△332	1,069	13,051
当期変動額						
剰余金の配当						△380
親会社株主に帰属する当期純利益						1,580
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3	－	35	39	89	128
当期変動額合計	3	－	35	39	89	1,328
当期末残高	22	△213	△102	△293	1,158	14,379

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

- |             |  |
|-------------|--|
| イ. 連結子会社の数  | 3社   |
| ロ. 連結子会社の名称 | 株式会社菱友システム技術<br>株式会社菱友システムビジネス<br>株式会社菱友システムサービス |

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. その他有価証券
- ・ 市場価格のない株式等以外のもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
  - ・ 市場価格のない株式等  
総平均法による原価法
- ロ. 棚卸資産
- ・ 商品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - ・ 仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### ② 重要な固定資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）  
建物（附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法を採用しております。
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
- ・ 自社利用のソフトウェア  
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - ・ 市場販売目的のソフトウェア  
販売可能な有効期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。
- ハ. リース資産
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 役員賞与引当金

取締役、執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

#### ハ. 工事損失引当金

受注案件の損失に備えるため、受注制作のソフトウェア開発案件のうち当連結会計年度末で将来の損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる案件について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

なお、工事損失引当金の計上対象案件のうち、当連結会計年度末の仕掛品残高が当連結会計年度末の受注残高を既に上回っている案件については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、工事損失引当金には含めておりません。

### ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### イ. 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、ファイナンス・リース取引に係る収益については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

##### ・一定の期間にわたり認識する収益

一定の期間にわたり認識する収益は、主にシステム開発、解析・設計業務等によるものであり、期間がごく短い案件を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

##### ・一時点で認識する収益

一時点で認識する収益は、システム開発、解析・設計業務等の期間がごく短い案件のほか、システム機器等の販売によるものであり、案件完了時に収益を認識しております。また、システム運用・保守業務については、顧客と一定の期間で契約しており、月々または各四半期の作業完了の都度、収益を認識しております。

#### ロ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（9年～19.5年）による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16.3年～16.7年）による定額法により、制度の改定日から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### ハ. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

当社グループは、これにより、従来、顧客との契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる案件については工事進行基準を、その他の案件については工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い案件を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、案件完了時に収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示することとしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は契約資産が108百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は売上高が12百万円増加し、売上原価は7百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は14百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 901百万円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数 普通株式6,355,000株

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年4月28日 取締役会	普通株式	380	60	2021年3月31日	2021年6月25日

(注) 当社は2021年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	475	75	2022年3月31日	2022年6月27日

### 5. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び預け金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループでは、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権の約半分が特定の大口顧客に対するものであります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握して管理しております。

営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

**(2) 金融商品の時価等に関する事項**

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
受取手形	49百万円	49百万円	－百万円
売掛金	7,788	7,788	－
預け金	7,631	7,631	－
投資有価証券	56	56	－
資産計	15,526	15,526	－
買掛金	1,415	1,415	－
負債計	1,415	1,415	－

※現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,472百万円	－百万円	－百万円	－百万円
受取手形	49	－	－	－
売掛金	7,788	－	－	－
預け金	7,631	－	－	－
合計	16,941	－	－	－

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	56	－	－	56
資産計	56	－	－	56

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	－	49	－	49
売掛金	－	7,788	－	7,788
預け金	－	7,631	－	7,631
資産計	－	15,469	－	15,469
買掛金	－	1,415	－	1,415
負債計	－	1,415	－	1,415

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金、並びに預け金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金

買掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	情報サービス
一定の期間にわたり移転される財	1,154百万円
一時点で移転される財	28,906
顧客との契約から生じる収益	30,061
その他の収益	198
外部顧客への売上高	30,260

(注) 「その他の収益」は、ファイナンス・リース取引に係る収益であります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 イ. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### ① 契約資産の残高等

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,181百万円	7,792百万円
契約資産	92	108

(注) 契約資産の増減は、収益認識と顧客との契約から生じた債権への振替により生じたものであります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識額が見込まれる期間は以下のとおりであります。

1年以内	1年超2年以内	合計
421百万円	8百万円	429百万円

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,084円41銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 249円18銭   |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
<b>(資産の部)</b>	<b>15,645</b>
<b>流動資産</b>	<b>13,090</b>
現金及び預金	635
受取手形	34
売掛金	5,440
契約資産	78
リース投資資産	426
商品	251
仕掛品	101
前払費用	57
預け金	6,000
その他流動資産	63
貸倒引当金	△1
<b>固定資産</b>	<b>2,555</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>338</b>
建物	113
器具備品	94
土地	102
リース資産	28
その他有形固定資産	0
<b>無形固定資産</b>	<b>136</b>
ソフトウェア	134
リース資産	1
その他無形固定資産	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,079</b>
投資有価証券	40
関係会社株式	162
前払年金費用	264
繰延税金資産	1,255
その他投資	356
<b>合計</b>	<b>15,645</b>

負債及び純資産の部	
科目	金額
<b>(負債の部)</b>	<b>4,237</b>
<b>流動負債</b>	<b>4,198</b>
買掛金	1,213
前受金	109
役員賞与引当金	48
未払金	57
未払費用	1,720
リース債務	18
預り金	411
工事損失引当金	3
その他流動負債	616
<b>固定負債</b>	<b>39</b>
リース債務	23
その他固定負債	15
<b>(純資産の部)</b>	<b>11,408</b>
<b>株主資本</b>	<b>11,599</b>
<b>資本金</b>	<b>685</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>250</b>
資本準備金	250
<b>利益剰余金</b>	<b>10,672</b>
利益準備金	26
その他利益剰余金	10,646
別途積立金	8,800
繰越利益剰余金	1,846
<b>自己株式</b>	<b>△9</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>△191</b>
その他有価証券評価差額金	22
<b>土地再評価差額金</b>	<b>△213</b>
<b>合計</b>	<b>15,645</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	21,523
売上原価	16,857
売上総利益	4,665
販売費及び一般管理費	2,850
営業利益	1,815
営業外収益	199
受取利息及び受取配当金	70
助成金収入	128
その他	1
営業外費用	3
支払利息	0
固定資産除却損	3
その他	0
経常利益	2,011
税引前当期純利益	2,011
法人税、住民税及び事業税	610
法人税等調整額	0
当期純利益	1,399

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					利益剰余金計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計	
			別積立	途金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計		
当期首残高	685	250	26	8,100	1,512	9,612	9,638	
会計方針の変更による累積的影響額					14	14	14	
会計方針の変更を反映した当期首残高	685	250	26	8,100	1,526	9,626	9,653	
当期変動額								
別途積立金の積立				700	△700	—	—	
剰余金の配当					△380	△380	△380	
当期純利益					1,399	1,399	1,399	
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	700	319	1,019	1,019	
当期末残高	685	250	26	8,800	1,846	10,646	10,672	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9	10,565	18	△213	△194	10,370
会計方針の変更による累積的影響額		14				14
会計方針の変更を反映した当期首残高	△9	10,580	18	△213	△194	10,385
当期変動額						
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△380				△380
当期純利益		1,399				1,399
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			3	—	3	3
当期変動額合計	△0	1,019	3	—	3	1,022
当期末残高	△9	11,599	22	△213	△191	11,408

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・市場価格のない株式等

総平均法による原価法

#### ② 棚卸資産

イ. 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法を採用しております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

イ. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ロ. 市場販売目的のソフトウェア

販売可能な有効期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

#### ③ リース資産

イ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

#### ② 役員賞与引当金

取締役、執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～19.4年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。退職給付制度の一部変更により発生した過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16.3年）による定額法により、制度の改定日から費用処理しております。

#### ④ 工事損失引当金

受注案件の損失に備えるため、受注制作のソフトウェア開発案件のうち当事業年度末で将来の損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる案件について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

なお、工事損失引当金の計上対象案件のうち、当事業年度末の仕掛品残高が当事業年度末の受注残高を既に上回っている案件については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、工事損失引当金には含めておりません。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、ファイナンス・リース取引に係る収益については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

##### ・一定の期間にわたり認識する収益

一定の期間にわたり認識する収益は、主にシステム開発、解析・設計業務等によるものであり、期間がごく短い案件を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

##### ・一時点で認識する収益

一時点で認識する収益は、システム開発、解析・設計業務等の期間がごく短い案件のほか、システム機器等の販売によるものであり、案件完了時に収益を認識しております。また、システム運用・保守業務については、顧客と一定の期間で契約しており、月々または各四半期の作業完了の都度、収益を認識しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### ② 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

当社は、これにより、従来、顧客との契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる案件については工事進行基準を、その他の案件については工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い案件を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、案件完了時に収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示することとしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は契約資産が78百万円増加しております。当事業年度の損益計算書は売上高が7百万円減少し、売上原価は9百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は14百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる計算書類への影響はありません。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 661百万円

#### (2) 関係会社に対する金銭債権、債務

- ① 短期金銭債権 3,374百万円
- ② 短期金銭債務 496百万円

#### (3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号により算出

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 16百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

- ① 売上高 10,234百万円
- ② 仕入高 1,013百万円
- ③ 販売費及び一般管理費 184百万円
- ④ 営業取引以外の取引高 65百万円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 12,308株

### 6. 税効果会計に関する注記

#### (1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は退職給付信託の設定額及び未払従業員賞与繰入限度超過額であります。

### 7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	三菱重工業 株式会社	(被所有) 直接 31.38% 間接 0.89%	なし	情報サービスの 提供を行っている。	情報サービスの 提供	10,229	売掛金	3,337
							リース 投資資産	416

### (2) 関連会社等

属性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 菱友システム ビジネス	(所有) 直接 59.0%	なし	資金の預り を行っている。	資金の預り	200	預り金	300
					利息の支払	0		

### (3) 兄弟会社等

属性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社 の子会社	M H I フィナンシャル 株式会社	なし	なし	資金の預け入れ を行っている。	資金の 預け入れ	2,200	預け金	6,000
					利息の受取	4		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 情報サービスの提供については、市場価格、総原価等を勘案した見積提案書を提出し、交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
  - (2) 資金の預け入れ及び預りの利率については、市場実勢を勘案し決定しております。
2. 取引金額は消費税等抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額で記載しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,798円61銭
- (2) 1株当たり当期純利益 220円71銭

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社菱友システムズ  
取締役社長 尊田雅弘 殿

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 横内 龍也  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 江村 羊奈子  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社菱友システムズの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社菱友システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社菱友システムズ  
取締役社長 尊田雅弘 殿

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 横内 龍也  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 江村 羊奈子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社菱友システムズの2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社菱友システムズ 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷島 弘 安 ㊟

監査等委員 山崎 眞 樹 ㊟

監査等委員 相澤 至 昭 ㊟

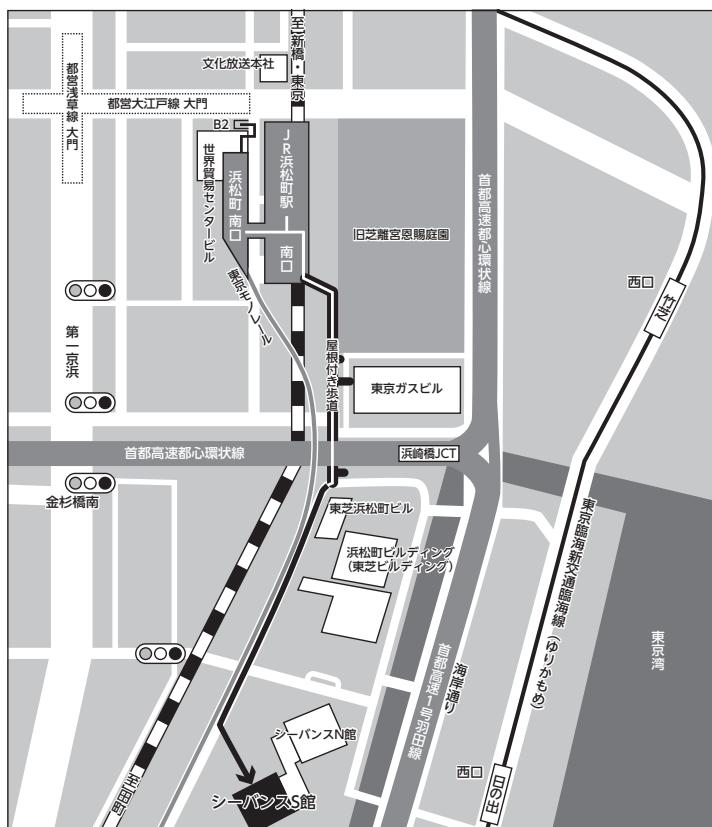
(注) 監査等委員山崎眞樹及び相澤至昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

**会場** シーバンスS館 1階 大ホール  
東京都港区芝浦一丁目2番3号

<b>交通</b>	J R 山手線・京浜東北線 モノレール	A 「浜松町駅」	南口徒歩8分
	都営大江戸線 浅草線	B 「大門駅」	B2出口徒歩12分
	ゆりかもめ	C 「日の出駅」	西口徒歩5分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。